

春日部市介護施設PCR検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために、市内の介護施設等に新規に入所する者（以下「新規入所者」という。）及び春日部市が所管する指定地域密着型サービス事業所（以下「地域密着型介護施設」という。）に従事している者（以下「介護施設職員」という。）が自費又は施設負担にてPCR検査を行った際に負担した費用に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいう。
- (2) PCR検査 新型コロナウイルス感染症が体内に存しているか調べるために行う鼻咽頭ぬぐい液又は唾液によるPCR検査であって、行政検査として行うもの以外のものをいう。
- (3) 行政検査 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第4号）第15条に基づいて行われたPCR検査をいう。
- (4) 介護施設等 次のアからケまでに掲げるものをいう。
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 介護老人保健施設
 - ウ 介護療養型医療施設
 - エ 介護医療院
 - オ 軽費老人ホーム
 - カ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護及び住宅型有料老人ホーム）
 - キ サービス付き高齢者向け住宅
 - ク 認知症対応型共同生活介護
 - ケ 小規模多機能型居宅介護

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 新規入所者 次のア又はイのいずれにも該当する者

ア PCR検査実施時点において本市の住民基本台帳に記載されている者

イ 介護施設等に入所する予定日から7日前までに自費にてPCR検査を受けた者

(2) 地域密着型介護施設 介護施設職員若しくは介護施設職員と同居する者又は地域密着型介護サービスを利用した者を対象にして行われた行政検査により陽性者が確認された場合において、濃厚接触者と認められなかった他の介護施設職員に対し、PCR検査を実施したときの費用を負担した地域密着型介護施設

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、かつ、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(1) 新規入所者 1人当たり20,000円(負担した検査費用の額が20,000円に満たない場合は、当該費用の額。1人1回に限る。)

(2) 地域密着型介護施設 介護施設職員1人当たり10,000円(負担した検査費用の額が10,000円に満たない場合は、当該費用の額)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、春日部市介護施設PCR検査費用補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定の通知は、春日部市介護施設PCR検査費用補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付の請求は、春日部市介護施設PCR検査費用補助金交付請求書(様式第3号)によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(春日部市介護施設PCR検査費用補助金交付要綱の廃止)

- 2 春日部市介護施設PCR検査費用補助金交付要綱（令和3年3月30日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第5条の規定によりなされた申請について適用し、同日前に旧要綱第5条の規定によりなされた申請については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(要綱の見直し)

- 5 市長は、助成金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて令和5年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。